

◆富士山の火山活動に関する情報(噴火警戒レベル)

噴火警戒レベルとは、気象庁が発表する気象警報で、火山活動の状況に応じて5段階に区分され、とるべき防災行動を示しています。*富士山では、火口の位置を特定することが困難なため、レベルが上昇する際の噴火警戒レベル2は運用しないことになっています。

名称	噴火警戒レベル(キーワード)	対象範囲	説明	
			火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応
又は噴火警報(居住地域)	5	避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要(状況に応じて対象地域を判断)
	4	高齢者等避難	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まってきている)。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難が必要一部の地域では住民の避難が必要
又は噴火警報(火口周辺)	3	入山規制	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	登山禁止・入山規制等危険な地域への立入規制等一部の地域では住民の避難が必要観光客等は帰宅
	2	火口周辺規制	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される	住民は通常の生活 火口周辺への立入規制等
噴火予報	1	活火山であることに留意	火山活動に高まりがみられる 今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある	住民は希望により自主避難 状況に応じて登山者は下山
			火山活動は静穏	住民は通常の生活

◆避難対象となる地区と避難先

避難対象地区は、火口形成、溶岩流、噴石、火砕流等の影響範囲が想定される範囲をもとに区分しています。火山活動の状況によって、避難対象エリアに高齢者等避難や避難指示を発令します。

また、噴火前に避難を希望する場合(噴火警戒レベルが上昇する前)には、親族、知人宅、遠方の宿泊施設等へ自主的に避難をすることも推奨しています。

◆避難先と避難時の行動

避難対象エリア	避難対象地区	避難場所	避難時の行動
第1次 避難対象エリア	山宮1区2町内	富士根北小学校	噴火警戒レベル3  ・開設した避難場所に溶岩流が到達する可能性が生じた場合は、新たな避難場所への移動が必要になる場合があります。
第2次 避難対象エリア	万野2区3・4町内	富士宮第三中学校、西小学校	噴火警戒レベル3 ・噴火に備えて、装備と持出品・備蓄品を確認してください。(P11参照) ・同報無線放送など、市からの避難情報に注意しながら、日常の生活を続けてください。
	万野3区6町内	黒田小学校	
	万野4区4町内	黒田小学校	
	宮原1区	芝富小学校、芝川中学校	
	外神東区	芝川会館	
	宮原区2・4・6・9町内	芝川中学校	
	外神区1・2町内	富士宮第三中学校	
	栗倉3区	富士根北中学校	
	北山3区	上野小学校、上野中学校、上野会館	
	北山4区	上野小学校	
	山宮1区1・3町内	富士根北小学校、富士根北中学校	
	山宮2区	富士根南小学校	
	山宮3区	富士根南中学校	
	山宮4区	富士根南中学校	
	上井出区	白糸小学校、白糸会館、 柚野小学校・柚野中学校	
人穴区1・2・4・5町内	井之頭小学校		
根原区	井之頭中学校		
富士丘区	井之頭中学校		
噴火後			・同報無線放送など、市からの避難情報に注意してください。 ・開設した避難場所に溶岩流が到達する可能性が生じた場合は、新たな避難場所への移動が必要になる場合があります。

避難対象エリア	避難対象地区	避難場所	避難時の行動
第3次 避難対象エリア	日の出区	◆一般住民 溶岩流の流れに対して直交方向にある最寄りの避難場所(公園、広場、グラウンド等) 【避難場所の一例】 白尾山公園、山本高原公園、水辺の楽校、明星山グラウンド ◆避難行動要支援者 星陵中学校・高等学校、富士根交流センター、白糸自然公園、芝川公民館、内房小学校、稲子小学校	◆一般住民 噴火警戒レベル3～レベル5 ・噴火に備えて、装備と持出品・備蓄品を確認してください。(P11参照) ・同報無線放送など、市からの避難情報に注意しながら、日常の生活を続けてください。 噴火後  ・火口ができる場所によっては、避難が必要な地区とそうでない地区に分かれます。 ・夜間や悪天候時には、火口や溶岩の流れの方向の確認と避難情報の発信までに時間を要する場合があります。このため、避難指示を待たずにご自身の判断で避難する必要があります。 ・溶岩が流れやすい河川沿いを避け、流れる方向から直交方向(離れる方向)にある避難場所へ原則徒歩で避難してください。 ◆避難行動要支援者  第2次避難対象エリアの「避難時の行動」と同じ行動を取ってください。(P7参照)
	瑞穂区		
	大和区		
	咲花区		
	阿幸地区		
	舞々木区		
	富士見ヶ丘区		
	山本区		
	源道寺区		
	常磐区		
	浅間区		
	神田区		
	木の花区		
	城山区		
	高嶺区		
	宮本区		
	琴平区		
	三園平区		
	二の宮区		
	ひばりが丘区		
	万野1区		
	万野2区1・2町内		
	万野3区1・2・3・4・5・7町内		
	万野4区2・3町内		
	万野希望区		
	神立区		
	松山区		
	羽衣区		
	貴船区		
	神賀区		
福地区			
宮原区1・3・7・8町内			
淀師区			
淀橋区			
大中里区			
青木区			
外神区3・4・5・6・7・8町内			
小泉1区			
小泉5区			
小泉6区			
上小泉区			
大岩2区			
大岩3区			
栗倉1区			
栗倉2区			
舟久保区			
栗倉南区			
上条上区			
上条下区			
精進川上区			
馬見塚区			
北山1区			
北山2区			
芝山区			
狩宿区			

◆噴火警戒レベルによる住民の避難対応

避難対象エリア	住民の避難対応			
	噴火警戒レベル3	噴火警戒レベル4	噴火警戒レベル5	噴火後
第1次 避難対象エリア	避難	⇒	⇒	⇒
第2次 避難対象エリア	避難準備	避難	⇒	⇒
第3次 避難対象エリア	避難準備	⇒	⇒	避難

第3次 避難対象エリアにお住まいの高齢者・避難行動要支援者の方は**噴火警戒レベル4**が発表されたら、避難を開始してください

第4次避難対象エリア及び第5次避難対象エリアの避難先は、市内の他の避難場所若しくは広域避難とし、避難開始時期や避難対象区域は噴火の状況により判断してください。